

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成26年度第3回）
開 催 日 時	平成26年10月20日（月） 午後2時00分から午後5時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所 本館3階 第4会議室
出 席 者 (評価員・50音順)	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 遠藤評価員、福岡評価員（案件(1)）、三成評価員、森田評価員、吉村評価員 事務局：財務部総合契約検査室（山口、橋本、的場、浅野） 環境事業部穂谷川清掃工場（園田、岩下、堂本、加藤、山崎）（案件(1)） 総務部総務管理課（長村、根本、平間）（案件(2)）
案 件 名	(1) 枚方市穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等 (2) 庁舎清掃業務委託について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等 (3) その他
提 出 資 料 等	・ 枚方市穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託仕様書 ・ 枚方市穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案） ・ 庁舎清掃業務委託仕様書 ・ 庁舎清掃業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）
決 定 事 項	・ 委員会の会議の非公開及び会議録の会議概要の公表等について確認した。 ・ 落札者決定基準（案）について、意見聴取が行われた。 ・ 落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	財務部総合契約検査室、環境事業部穂谷川清掃工場（案件(1)）、総務部総務管理課（案件(2)）

審 議 内 容

《開会》

事務局から評価員3人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

●案件(1) 枚方市穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託について

① 落札者決定基準(案)について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び枚方市穂谷川清掃工場焼却処理施設運転管理等業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準(案)を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員：班長や各班という表現があるが、班とはどのようなものか。

事務局：本業務は、夜間勤務及び土日の夜間、昼勤となるので、交代勤務という形をとっていかなくてはならない。その交代する勤務を一つの班編成とし、夜間、日勤ともに班長を配置しなくてはならないということとしている。

□価格評価及び技術的評価の評価項目について

評価員：各資格保有者の確認は、証明書のコピー等を付けるのか。

事務局：そのとおりである。提出書類の中に免許証等資格を有していると証明する書類の写し、当該業務の実務経験年数がわかる経歴書を提出することとしている。

評価員：資格保有者は、2班か3班で業務に当たると思うが、それぞれの班に必ずこの資格保有者が必要なのか、全体でそれぞれいけばいいのか。

事務局：特記仕様書の中で、資格者の配置については、その資格により各班に1名以上配置の場合と必要な人員を配置する場合とを示している。

評価員：本業務委託は今回が初めてか。

事務局：平成24年度から実施しており、当初は総合評価一般競争入札ではなく、価格競争で行った。

評価員：特記仕様書の委託業務時間は稼働期間ということで、委託事業者の具体の労働時間というのは各事業者が設定する労働時間ということか。

事務局：そのとおりである。

評価員：労働環境に関して、仮眠等、何か考え方はあるのか。

事務局：いつからいつまでを労働時間とし、ここからここまでを休憩とするというようなことは仕様書では示していない。ただし、一般仕様書では各種法令遵守は示している。

評価員：稼働20年を超える炉というものの運転実績のある受託事業者というものは多数あるのか。

事務局：同様の炉は全国で44施設ある。多数とは言えないが、一定数はあるものと考えている。

□社会的価値評価の評価項目について

評価員：育児・介護制度への取り組みの中で、介護休暇制度という用語については、民間に適用される育児・介護休業法の法律用語は介護休業となる。公務員の場合は介護休暇となるので文言の整理が必要である。また、セクシュアル・ハラスメント防止対策の中で、セクシュアル・ハラスメント等の等は何を意味するのか。

事務局：確認した上で、文言の整理を行う。

② 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

●案件(2) 庁舎清掃業務委託について

① 落札者決定基準（案）について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び庁舎清掃業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員：仕様書中の作業者の詰所、別館地下の一部を提供するということであるが、通気等の環境というのは配慮されている空間なのか

事務局：地下なので外窓というのがないが、入口が常時出入りがあるので、換気等には気をつけながら作業を行うこととしている。

評価員：市役所の施設の一部を詰所として利用に付すというとなので、庁舎の管理責任は市側にあり、環境には配慮する必要がある。

□価格評価及び技術的評価の評価項目について

評価員：研修体制の中で技術力向上のためのとあるが、庁舎清掃ということなので、清掃のスキルをどう向上させるかという研修に着目した評価ということになるのか、それとも市民が出入りしているところで、階段等における清掃業務中の応対等も含めて視野に入れられているのか。何を評価するのか、具体的にどのような研修を求めているのか。

事務局：技術面を主に考えており、清掃方法や特殊な技量という部分での研修を求めている。市民への対応等については、他の評価項目において一定評価できる部分がある。

評価員：汚れた床を清掃する時にシンナーを使用し、そこへ風を吹かせながら作業を行うようなことはあるのか。

事務局：特殊な液体を使用することはある。ただし、その場合は土曜日や日曜日の閉庁日に実施するものとしており、平日の業務ではないものとしている。

評価員：土日等の閉庁時にはそういうことが起こり得るとのことか。

事務局：土日等の閉庁時ではあり得る。

評価員：その場合に、シンナーかどうかはわからないが、明らかに化学物質等を使用されていると思うが、労働安全衛生法に違反しない水準かどうかということにも留意する必要がある。

評価員：本業務は前回も総合評価で行ったのか。

事務局：3年前の前回も総合評価である。

評価員：前回の評価項目に建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録状況の評価はあったのか。

事務局：前はなかった。当該登録を行っているところはより技術者の面等において、一定要件を備えてなければこの登録ができないので、当該登録を行っている事業者についてはより評価をするということを追加したものである。

委員長：市内の事業者でも登録している事業者はあるのか。

事務局：市内の事業者でもある。

□社会的価値評価の評価項目について

評価員：就職困難者の継続雇用又は就労形態に該当するとは必ずしも言えないが、例えば、現在受注者がA社であり、次回B社が受注した場合に、A社で雇用されている労働者を場合によってはB社が継続雇用をするという意思表示をされる場合に、A社からB社への継続雇用というのを市側で求めているのか。

事務局：新規雇用の評価項目の中で、関係書類の提出日現在に本業務における履行場所で就労している就職困難者を新たに雇用する場合は、新規雇用予定者として評価している。ただし、平成26年4月1日以降に雇用されていた者は、新規雇用予定者としてすることができないこととしている。

② 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

●案件(3) その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》